ガリウム標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの	ガリウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの	一般財団法人化学物質評価研究機構
インジウム標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの	インジウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの	
テルル標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの	テルル標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの	
バナジウム標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの	バナジウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの	

○経済産業省告示第七十五号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、平成二十二年経済産業省告示第八十五号（計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示）の全部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示

特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質
国立研究開発法人産業技術総合研究所	分光放射照度標準電球であって、校正範囲が二百ナノメートル以上四百ナノメートル以下のもの	分光放射輝度照度測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	電流比較器であって、周波数が四十五ヘルツ以上六十五ヘルツ以下の場合において、校正範囲が五十アンペア以下のもの	交流電流比較正装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
	減衰器、エアライン、ミスマッチ、ライン又は終端器のうち、線路が七ミリメートル同軸構造を有するものであって、周波数が〇・〇四ギガヘルツ以上十八ギガヘルツ以下の場合において、入射波と反射波との比又は入射波と透過波との比が一以下のもの	標準エアライン群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの

○経済産業省告示第七十六号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、平成二十三年経済産業省告示第百六十五号（計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示）の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年四月一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

照射線量、照射線量率、吸収線量、吸収線量率、線量当量、線量当量率、カーマ又はカーマ率、校正用の軟エックス線照射線量であって、エックス線の実効エネルギー範囲が四十キロボルト以下の電圧で加速された電子によって生じるエネルギー範囲の場合において、校正範囲が一マイクログレイ毎キログラム以上一グレイ毎キログラム以下のもの	照射線量、吸収線量率、照射線量率、吸収線量、吸収線量率、線量当量、線量当量率、カーマ又はカーマ率、校正用の軟エックス線照射線量であって、エックス線の実効エネルギー範囲が四十キロボルト以下の電圧で加速された電子によって生じるエネルギー範囲の場合において、校正範囲が一マイクログレイ毎キログラム以上一グレイ毎キログラム以下のもの	平行平板型自由空気電離箱式照射線量設定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
吸収線量又は吸収線量率校正用のベータ線用測定器のうちベータ線源が次の各号に掲げる場合に、校正範囲が当該各号に掲げるもの 一　ストロンチウム九十及び放射平衡中のイットリウム九十から放射される両核種からの吸収線量における吸収線量の合計量が〇・一ミリグレイ以上四十ミリグレイ以下 二　クリプトン八十五　吸収線量における放射線の量が〇・三八ミリグレイ以上百四十ミリグレイ以下 三　プロメチウム百四十七　吸収線量における放射線の量が二十マイクログレイ以上七・二ミリグレイ以下	照射線量、吸収線量率、照射線量率、吸収線量、吸収線量率、線量当量、線量当量率、カーマ又はカーマ率、校正用の中硬エックス線照射線量であって、エックス線の実効エネルギー範囲が三十キロボルト以上四十キロボルト未満又は二百五十キロボルト以上三百キロボルトで加速された電子によって生じるエネルギー範囲の場合において、校正範囲が照射線量が一マイクログレイ毎キログラム以上〇・一マイクログレイ毎キログラム以下のもの	外挿電離箱であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
速中性子フルエンス校正用の減速材付中性子検出器であって、中性子線源がアメリシウム二百四十一－ベリリウム又はカリホルニウム二百五十二の場合において、校正範囲が千毎平方センチメートル以上千万毎平方センチメートル以下のもの	セシウム標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの	セシウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置（以下「標準液製造装置」という。）を用いて製造されたもの
速中性子フルエンス絶対測定装置群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの		